

平成27年11月30日

東京都港区港南一丁目8番40号
株式会社ラストリゾート
代表取締役社長 原田資子

株式売渡請求に関する事前開示事項

(会社法第179条の5第1項及び会社法施行規則第33条の7に定める事前開示書類)

当社は、当社の特別支配株主であるNOVAホールディングス株式会社（以下「NH社」といいます。）から平成27年11月25日付で通知を受けた、当社の株式に係る株式売渡請求（以下、「本株式売渡請求」といいます。）につき、平成27年11月25日、承認致しました。会社法第179条の5第1項及び会社法施行規則第33条の7に掲げる事項は以下のとおりです。

1、特別支配株主の氏名又は名称及び住所

名称：NOVAホールディングス株式会社

住所：東京都港区港南一丁目8番40号

2、特別支配株主完全子法人に対して株式売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称

該当事項はありません。

3、株式売渡請求によりその有する当社の株式を売り渡す株主（以下「売渡株主」といいます。）に対して当該株式（以下「売渡株式」といいます。）の対価として交付する金銭の額又はその算定方法及びその割当てに関する事項

NH社は、売渡株主に対し、売渡株式の対価として、その有する売渡株式1株につき1,500円の割合をもって金銭を割り当て交付致します。

4、新株予約権売渡請求に関する事項

該当事項はありません。

5、取得日

平成27年12月25日

6、株式売渡対価の支払のための資金を確保する方法

NH社は、株式売渡対価を、NH社の現預金により支払います。NH社は、株式売渡対価の支払いのための資金に相当する額の銀行預金を有しています。

7、株式売渡請求に係る取引条件

株式売渡対価は、取得日以降合理的な期間内に、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された売渡株主の住所又は売渡株主が当社に通知した場所において、NH社が交付するものとし、具体的には、売渡株主が当社株式を取得時に名簿管理人に届け、株主名簿に記載されている金融機関預金口座に振り込む方法を想定しています。但し、当該方法による交付が出来ない場合には、NH社が指定した場所及び方法により、売渡株主に対して株式売渡対価を支払うものとし、

8、株式売渡対価の総額及びその割当てについての定め相当性に関する事項

売渡株主に対して売渡株式の対価として交付する金銭の額については、当社が直近の事業年度である平成27年3月31日付決算報告書（単体）においてマイナス503,291,227円の純資産を計上し、一株当たりの簿価純資産が0円であったこと、同事業年度における損益計算書においてマイナス352,052,635円の営業損失を計上し、事業体として収益が見込める状況になかったこと、これらの財務状況を踏まえると、当社株式の評価額は備忘価格程度であると思われるところ、かかる備忘価格に相当程度のプレミアムを付加して算定した価格となります。

また、当社が本株式売渡請求を承認するにあたり、NH社及び当社から独立した第三者算定機関である税理士・公認会計士藤田隆大に対し、当社の株式価値の算定を依頼し、平成27年11月26日付で取得した株式価値算定書によれば、一株当たりマイナス6,163円乃至プラス1円である。

そのため、売渡株主に対して売渡株式の対価として交付する金銭の額については、相当であると判断しております。

9、会社法第179条の3第1項の承認に当たり売渡株主の利益を害さないように留意した事項

売渡株主に対して売渡株式の対価として交付する金銭の額について、当社の財務状況、税理士・公認会計士藤田隆大から取得した株式価値算定書における当社の株式価値の算定結果、本件取得に先立って実施されたNH社による任意買取における当社株式の買取価格その他の事情を考慮し、当社株式の評価額に相当程度のプレミアムを付加して算定した価格であることに鑑みれば、売渡株主にとって合理的な価格であり、売渡株主の利害を害さないよう十分留意されていると考えられます。

また、本株式売渡請求の承認に係る当社の意思決定に至る過程において、当社の取締役3名のうち、稲吉正樹及び伊藤幸子は、NH社の取締役を兼務していることから、特別利害関係を有するものとして、当社の本株式売渡請求の承認に関する審議及び決定には加わっていません。なお、当社の代表取締役の原田資子については、NH社の取締役を兼務していますが、同人は、海外留学事業に主として従事しており、当社の代表取締役としてのみ実質的な役割を果たしていること、今回の本株式売渡請求に関する交渉・協議において、NH社の意思決定過程には関与していないことから、特別利害関係を有していません。

10、株式売渡対価の支払のための資金を確保する方法についての定め相当性その他の株式売渡対価の交付の見込みに関する事項

上記のとおり、NH社は、株式売渡対価を、NH社の現預金により支払う予定であり、NH社は、株式売渡対価の支払のための資金に相当する額の銀行預金を有しています。また、NH社によれば、株式売渡対価の支払に支障を及ぼす可能性のある事象は発生しておらず、また今後発生する可能性は現在認識されていないとのことです。

よって、NH社による株式売渡対価の支払のための資金の準備状況・確保手段は相当であり、また、株式売渡対価の交付の見込みがあると考えます。

11、株式売渡請求に係る取引条件についての定め相当性に関する事項

株式売渡対価は、取得日以降合理的な期間内に、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された売渡株主の住所又は売渡株主が当社に通知した場所においてNH社が交付するものとされ、但し、当該方法による交付ができなかった場合には、NH社が指定した場所及び方法により、売渡株主に対して株式売渡対価を支払うものとされているところ、株式売渡対価の交付までの期間及び支払方法について不合理な点は認められないことから、本株式売渡請求に係る取引条件は相当で

あると考えられます。

12、当社に関する事項

最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

以 上

※なお、本件に関する問合せについては、下記までお願いします。

〒460-0011 名古屋市中区大須四丁目1番21号 NOVAビル9F

NOVAホールディングス株式会社内

株式会社ラストリゾート 総務部 石井 宛

携帯電話 080-4975-0836 FAX 052-242-8008